



総務文教常任委員会での審査(6月18日)

第1回臨時会(7月17日)

役場の組織「3課・2担当室」を新設し

「10課・1室・1事務局・2担当室」体制を可決

平成26年第1回臨時会は、7月17日に開催しました。議案は、第2回定例会で総務文教常任委員会に付託していた議案第19号「松田町課設置条例等の一部を改正する条例」と一般会計補正予算(第2回)について審議しましたので、議案第19号の概要についてお知らせします。

委員会での審査

第1回委員会 6/6

◎ 機構改革の必要性

現状の問題点を認識するため、これまでの機構改革の変遷(課の数・職員数・人件費等の比較)や効果などを副町長に確認するとともに、機構改革の必要性についての検証をした。

また、機構改革の対象となる課長職7名から、現体制の課題と機構改革後のメリット・デメリットについてのヒアリングを行った。

第2回委員会 6/18

◎ 行財政改革と機構改革との関係

課長職ヒアリングで出された機構改革後のデメリットについて、どのようには正すのか副町長に確認した。

また、これまで事務量などの程度増加したのか、さらに現体制と機構改革5年後(平成31年度)の体制について、職員数と人件費の推計をもとに、行財政改革との関係を審査した。

第3回委員会 6/24

◎ 委員の意見集約と委員会報告書作成

新たに要求した人件費総額の推計と投資的事業の推移に関する審査、これまでの委員会審査を踏まえ、各委員からの意見をまとめ、委員会報告書を作成した。

臨時会での審議

総務文教常任委員長から、委員会報告(左記の報告書参照)が行われ、この委員会報告に対して、委員会での審査内容や報告書の疑問点に関する質疑が行われました。

特に、「4年間は新規職員を採用しない」という選挙公約を、安易に撤回し職員増とすることを、もっと工夫すべきとの意見がありました。

採決の前に、2名の議員が討論を行いましたので、その要旨を次ページに掲載します。

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

これまでの行政改革によって、組織のスリム化が図られ人件費の抑制(職員数の減等)による財政効果を得たが、一方で担当する間口が広がりすぎたことや、超過勤務時間が激増するなどの問題が発生しました。

よって、この条例改正は上記の問題を解消するため各課の業務範囲を狭め、業務に対する知識を高めることにより町民サービスの向上を図り、総合的な組織運営ができるものと判断したので、次の項目を条件に賛成することに決定しました。

- 1.平成26年10月1日から施行すること。
- 2.職員数は定数の119名を上限とせず、少数精鋭による行政運営に努めることとし、臨時職員等をバランスよく雇用することによって人件費を抑制し、投資的事業の財源を確保すること。
- 3.観光事業の超過勤務問題解消のため、観光協会への委託事業について抜本的な対策を講ずること。
- 4.各課の業務を横断的に遂行するため、フロアごとに兼務による統括責任者を置くこと。